伊丹センターフェスティバル運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、伊丹センターフェスティバル事業（以下「センターフェスタ」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（センターフェスタの事業目的）

第２条　伊丹市共同利用施設等における地域文化活動の発表と交流の場として、センターフェスタを開催し、もって市民のコミュニティ意識の高揚と連帯感の醸成を図る。

（運営）

第３条　センターフェスタの運営は、共同利用施設等管理運営委員会役員の中から選出された実行委員及び共同利用施設等管理運営委員会により選出された実行委員で構成する実行委員会が行う。

２　実行委員会の承認を得て、その枠以外に実行委員を任命することができる。

（実行委員会の役員および任期）

第４条　実行委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長　　１名
(2) 副委員長　　２名
(3) 会　計　　１名
(4) 監　査　　２名

２　委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、会長に事故ある時は、合議によりその職務を代行する。

４　会計は、本会の会計業務を担当する。

５　役員は、実行委員による互選とする。

６　役員および実行委員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。

７　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第５条　実行委員会に顧問を置くことができる。

２　顧問は実行委員会において推薦し、決定する。

３　顧問は必要に応じ会議に参加し、委員長の諮問に応じる。

（実行委員会の協議事項）
第６条　実行委員会は、次の事項について協議する。
(1) センターフェスタの事業計画に関すること
(2) センターフェスタの予算・決算に関すること
(3) その他センターフェスタの運営に関すること

（事務局）
第７条　実行委員会の事務局は、伊丹市市民自治部まちづくり室まちづくり推進課に置く。

（その他）
第８条　実行委員会の運営に関し、その他必要な事項があるときは、役員会で協議して決定する。

付　則
この要綱は、平成１５年１０月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２３年１０月３１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２５年１２月２０日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２９年９月１５日から施行する。